

1 「指針」が作成された背景

文化庁文化語課 国語調査官 武田康宏



「常用漢字表の字体・字形に関する指針」をご存じでしょうか。
本連載では、手書き文字の指導を支える考え方を、指針の中から読み取っていきます。

「常用漢字表」とは

日本語は、漢字仮名交じり文で表記されますが、その際、難しい漢字や仮名ばかりでは読みにくくなってしまう。そこで、文字生活の実態を調査・検討して必要な漢字を選び、その範囲を社会で共有しているのが「常用漢字表」です。この表の漢字と音訓を使えば、円滑に情報の伝え合いができるという目安であり、「広場の漢字」とも言われます。

学校の教育課程では、高等学校までで全ての常用漢字（二千百三十六字）を学ぶことになっています。法令、公用文、新聞などもこの範囲で書かれており、社会に流通する漢字の約九十七％（延べ数）

が常用漢字という調査結果もあります。

また、常用漢字表は漢字やその音訓だけでなく、漢字の形についても考え方を示しています。その内容をさらに詳しく説明したのが「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（平成二十八年二月文化審議会国語分科会報告）です。では、この「指針」をなぜ作成することになったのか、背景を見ていきましょう。

① 主に学校で起きていること

次に示す二つの「右」（資料1 A・B）を比べてください。両者には、一画目の「ノ」と三画目以降の「口」の形が、接

A
右
B
右

▲資料1

している（A）、接していない（B）という違いがあります。常用漢字表の考え方からすれば、こうした違いで漢字の正誤が分かれることはありません。どちらにも「右」という漢字の骨組みが認められ、読み違えるおそれがないからです。

しかし、文化庁には、この部分の違いによって、字が誤っていると指導されたという相談がよく寄せられます。しかも、正誤の基準は場合によって異なり、Aのように書いて直された人もいれば、Bでバツになったという人もいます。先生が代わったことにより、あるいは転校して

② 社会生活で起きていること

「令」という字を手で書いてみてください。多くの方はCのように書くでしょう。小学校でもこの形を教えます。しかし、役所や金融機関などの窓口でこの形を書いたら、明朝体の形（D）のとおりに書き直すよう求められたという事例があります。つくりはこの形がある「鈴」などでも同様です。「鈴木」さんや「令子」さんは、経験があるかもしれません。

小学校では、書写を中心に、手書きの楷書の形を学びます。教科書に使われる教科書体も楷書に近い形です。しかし、中学、高校と進み、さらに社会に出ると、印刷文字（情報機器のモニターに映し出されるものも含む）を目にすることのほうが圧倒的に多くなります。明朝体をはじめとする印刷文字は、読むためにデザインされたもので、手書きの楷書とは別に発展してきました。印刷文字がDの形

C
令
D
令

▲資料3

心北糸収入
心北糸収入

▲資料4

であっても、手で書くときにはCのように書くのが自然なのです。

これは「令」に限ったことではありません。資料4に示すように、同じ漢字であっても、手書きの文字と印刷文字との間には、形の上で習慣的な異なりがあります。しかし、手書き文字に触れる機会が減り、印刷文字中心の生活を送る中で、両者の行き来を難しく感じる人、違いを知らない人が増えています。

主に、今回見てきた二つの問題を改善するために「常用漢字表の字体・字形に関する指針」は作成されました。今、社会では、文字を手書きすることが特別なことになりつつあります。これからの時代においても、のびのびと楽しく手書きができる児童を育てるために、この指針の考え方を学んでいきましょう。

次回は「字体」と「字形」について、詳しく考えます。



▲資料2